

鹿児島県地球温暖化対策推進条例の基本体系図

【目的】

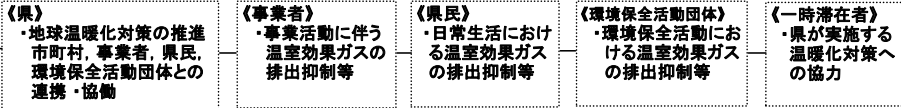
- ◇ 県、事業者及び県民等の責務、取組の方向づけ
- ◇ 地球温暖化対策の推進
- ◇ 県民の健康で文化的な生活の確保

【温室効果ガスの削減目標】

- ◇ 温室効果ガスの削減目標を地球温暖化対策実行計画において設定(平成23年3月策定)

【取組主体別の責務】

連携・協働



【温暖化対策に係る総合的な計画】

- ◇ 地球温暖化対策実行計画の策定
- ◇ 地球温暖化対策の実施状況の公表

【分野別対策】

- ◇ 県による地球温暖化対策
 - ・温室効果ガス排出の抑制に関する取組
 - ・温室効果ガス吸収作用の保全等に関する取組
 - ・最新の情報把握及び温暖化対策に効果的な調査研究に関する取組
 - ・環境教育・環境学習の推進
 - ・カーボンオフセットの仕組みの普及

- ◇ 建築物に係る地球温暖化対策
 - ◆ 県
 - ・建築物温暖化対策指針の策定
 - ◆ 特定建築主
 - ・温暖化対策のための計画作成・提出
 - ◆ 建築物販売事業者等
 - ・建築物に係る温暖化対策に関する情報の提供・説明

- ◇ 事業活動に係る地球温暖化対策
 - ◆ 事業者
 - ・環境マネジメントシステムの導入・運用
 - ・廃棄物の発生の抑制、再使用・再生利用等
 - ・温室効果ガスの排出量の把握(特定事業者等)
 - ・温室効果ガスの排出抑制等に係る計画、報告書の作成・提出

- ◇ 自動車に係る地球温暖化対策
 - ◆ 県民等
 - ・公共交通機関等の利用
 - ・温室効果ガスの排出量がより少ない自動車の購入
 - ・エコドライブ等の推進
 - ◆ 事業者
 - ・公共交通機関等の利用
 - ◆ 自動車販売業者
 - ・新車販売の際の温室効果ガス排出量等の説明
 - ◆ 県
 - ・公共交通機関等の利用促進

- ◇ 農林水産業に係る地球温暖化対策
 - ◆ 農林水産業を営むもの
 - ・温室効果ガスの排出の抑制に配慮した生産活動
 - ◆ 事業者、県民等
 - ・森林の機能に関する理解及び森林の適切な保全・整備
 - ◆ 県
 - ・森林整備等の推進及び温室効果ガスの吸収量の認証

- ◇ 再生可能エネルギーの利用による地球温暖化対策
 - ◆ 事業者、県民等
 - ・再生可能エネルギーの優先的な利用
 - ◆ 県
 - ・地域特性に応じた実用化に関する情報収集・提供

- ◇ 日常生活等に係る地球温暖化対策
 - ◆ 県民等
 - ・廃棄物の発生の抑制、再使用・再生利用等
 - ・地産地消の推進
 - ・環境物品の購入等
 - ・温室効果ガスの排出量がより少ない電気機器等の利用
 - ◆ 電気機器販売事業者
 - ・特定電気機器等への省エネルギー性能の情報表示・説明

- ◇ 低炭素社会の先進的な地域づくりの推進
 - ◆ 県
 - ・屋久島における温暖化対策の積極的な推進

【県による公表・表彰等】

- ・温室効果ガスの排出抑制等に積極的に取り組んでいる者を公表
- ・地球温暖化対策に積極的に取り組む者を表彰

【実効性の確保等】

